

令和元年

五所川原市教育委員会  
第 2 回 定 例 会  
(追加提案)

五所川原市教育委員会

目

次

付議案件

(追加提案)

- 1 議案第7号 五所川原市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する  
規程及び五所川原市立学校職員安全衛生管理規程の一部  
を改正する訓令の制定について P 1

議案第7号

五所川原市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程及び五所川原市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について

五所川原市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程及び五所川原市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和元年6月24日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部改正により、「日本工業規格（JIS）」が「日本産業規格（JIS）」に改められたことに伴い、当該規程において一部を改正するものである。

五所川原市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程及び五所川原市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（案）

（五所川原市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部改正）

第1条 五所川原市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程（平成17年五所川原市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「履歴書（様式第3号）」を「履歴カード（様式第3号）」に改める。

第19条中「私事旅行届（様式第21号）」を「私事旅行について（届）（様式第21号）」に改める。

第29条中「事故報告書（様式第25号）」を「職員（又は児童生徒）の（事故の種類）について（報告）（様式第25号）」に改める。

様式第8号中

「

注1 概要には、出張期間の各日ごとに、利用した主な交通機関、用務先、宿泊地及び用務の概要等を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

」

を

「

注 概要には、出張期間の各日ごとに、利用した主な交通機関、用務先、宿泊地及び用務の概要等を記載すること。

」

に改める。

（五所川原市立学校職員安全衛生管理規程の一部改正）

第2条 五所川原市立学校職員安全衛生管理規程（平成26年五所川原市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。」を削る。

様式第2号中「4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。」を削る。

様式第3号中「注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。」を削る。

様式第5号中

「

注1 医師の発行する健康診断書その他現在の健康状態を証明する関係書類を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

」

を

「

注 医師の発行する健康診断書その他現在の健康状態を証明する関係書類を添付すること。

」

に改める。

様式第6号中「注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の五所川原市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程及び五所川原市立学校職員安全衛生管理規程の規定に基づき作成された様式の内紙で、現に残存するものは、なお当分の間、使用することができる。